宿泊約款

(適用範囲)

第1条

当ホテルが、宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この 約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令ま たは一般に確立された慣習によるものとします。

2.当ホテルが、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定に かかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申し込み)

第2条

当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出 ていただきます。

- (1)宿泊者名
- (2)宿泊日および到着予定時刻
- (3)宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による)
- (4)その他住所等連絡先並びに当ホテルが必要と認める事項
- 2.宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条

宿泊契約は当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

- 2.前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3.申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、 残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4.第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条

前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払い を要しないこととする特約に応じることがあります。

2.宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが、前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合および当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1)宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2)満室により客室の余裕がないとき。
- (3)宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは、善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4)宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5)宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6)天災、施設の故障、その他のやむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (7)宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団および指定暴力団員等(以下「暴力団」および「暴力団員」とする)またはその関係者、その他反社会的勢力であるとき。
- (8)宿泊しようとする者が暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。
- (9)宿泊しようとする者が法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。
- (10)宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (II)宿泊しようとする者が宿泊施設もしくは宿泊施設職員(従業員)に対し、暴力、 脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行ない、あるいは、合理的範囲を超える負担を 要求してきたとき、またはかつて同様な行為を行なったと認められるとき。
- (12)岡山県旅館業法施行条例(第5条)の規定する場合に該当するとき。
- (宿泊客の契約解除権)

第6条

宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2.当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3.当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

第7条

当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1)宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または、同行為をしたとき認められるとき。
- (2)宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (3)宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (4)天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (5)宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。
- (6)「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団および指定暴力団員等(以下「暴力団」および「暴力団員」とする)またはその関係者、その他反社会勢力であるとき。
- (7)暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。
- (8)法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。
- (9)他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (10)宿泊施設もしくは宿泊施設職員(従業員)に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかって同様な行為を行ったと認められるとき。
- (11)岡山県旅館業法施行条例(第5条)の規定する場合に該当するとき。
- (12)寝室で寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用 規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わなかったとき。
- 2.当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条

宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、つぎの事項を登録していた だきます。

- (1)宿泊客の氏名、年齢、性別、住所および職業。
- (2)外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地および入国年月日。
- (3)出発日および出発予定時刻。
- (4)その他当ホテルが必要と認める事項。
- 2.宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨 に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれら を呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条

宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝11までとします。 ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日および出発日を除き、終日使用 することができます。

2.当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1)午後3時までは、基本室料金の30%
- (2)午後6時までは、基本室料金の50%
- (3)午後6時以降は、基本室料金の100%

(利用規則の遵守)

第 10 条

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則 に従っていただきます。

(料金の支払い)

第 11 条

宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

- 2.前項の宿泊料金等の支払いは、通貨または当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、 クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際、または当ホ テルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
- 3.当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第12条

当ホテルは、宿泊契約およびこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2.当ホテルは、消防機関から防火優良認定を受け、「防火基準点検済証」を掲出して防 火管理に努めておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加 入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取り扱い)

第13条

当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、 できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2.当ホテルは、前項の規定にかかわらず、他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取り扱い)

第 14 条

宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、 毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、 その損害を賠償します。ただし、現金および貴重品については、当ホテルがその種 類および価格の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、 当ホテルは 15 万円を限度としてその損害を賠償します。

2.宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品または現金並びに貴重品であって フロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意または過失により 滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客から、あらかじめ種類および価格の明示のなかったものについては、当ホテルに故意または重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物または携帯品の保管)

第15条

宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

- 2.宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が、当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともに指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 3.前 2 項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

(駐車の責任)

第16条

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第 17 条

宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は、当 ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

(免責事項)

第 18 条

当ホテル内からのコンピューター通信のご利用に当たりましては、お客様ご自身の 責任にて行うものといたします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害そ の他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合 においても、当ホテルは一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご 利用に当ホテルが不適切と判断した行為により、当ホテルおよび第三者に損害が生 じた場合、その損害を賠償していただきます。

*岡山県旅館業法施行条例(第5条)

1.宿泊しようとする者が、泥酔し、著しく異常な言動をし、または著しく不潔な身体 もしくは服装をしているため、他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる こと。

- 2.宿泊者が、法第6条第2項の規定に違反して、氏名等を告げないこと。
- 3.会員制度の寮等であって宿泊の申込者が会員以外であること。
- 4.前3号に掲げるほか、正当な理由があると認められること。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項および第12条第1項関係)…旅館用

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料(室料+朝·夕食料)
		② サービス料 (①×10%)
	追加料金	③ 追加飲食(朝・夕食以外の飲食料)およびその他の利用料
		④ サービス料 (③×10%)
	税金	イ 消費税

備考 基本宿泊料はフロントに掲示する料金表によります。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

2120 - 1041 - 104 - 104 M								
		不泊	当日	前日	9 日前			
一般	14 名まで	100%	80%	20%				
団体	15 名~99 名まで	100%	80%	20%	10%			
	100 名以上	100%	100%	80%	20%			

- (注) 1.%は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
 - 2.契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、1日分(初日)の 違約金を収受します。
 - 3.団体客(15 名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 10 日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の 10%(端数が出た場合には切り上げる)にあたる人数については、違約金はいただきません。